

櫛田川自然再生推進会議（仮称）の 進め方

～地域連携による事業推進に向けて～

平成25年3月14日

1. 自然再生における地域連携の位置付け

- 平成20年10月に見直された『自然再生基本方針』や、平成23年9月に策定された『地域連携保全活動の促進に関する基本方針』では、地域の自然再生の取り組みを効果的に推進していくため、「地域産業等との連携」、「地域社会の活性化」、「魅力的で活力ある地域づくり」といった観点の重要性が盛り込まれており、地域連携の必要性がさらに高まっている。
- 櫛田川には、沿川に歴史文化に関わる地域資源が豊富であり、櫛田川にまつわる文化（アユ）もあったことから、自然再生の取り組みを通じて、生物多様性の保全、魅力的で活力ある地域づくりといった効果も十分に期待できると考えられる。

◆自然再生推進法、自然再生基本方針

①地域の自然再生の取組の効果的な推進

- ・自然再生の目標設定、実行、検証を通じた科学的な過程の重要性を強調
- ・二次的自然を対象とした自然再生、地域産業等との連携の重要性を強調
- ・自然再生を地域社会の活性化につなげ、持続性を確保することの重要性を強調
- ・協議会の設立や運営に対する支援を強化 等

②生態系の保全・劣化要因の除去の視点と、全国的・国際的視点の強化

- ・残された自然の保全の重要性と、生態系の劣化要因の除去の重要性を強調
- ・国土のランドデザイン、生態系ネットワークを踏まえた全国的、広域的な視点からの取組を強調
- ・地球温暖化による影響も考慮した自然再生の取組の推進 等

③学習・研究の推進

- ・学校教育から生涯学習にわたる自然環境学習に当たっての自然再生事業の積極的な活用
- ・自然再生事業の実施と連携した技術の研究開発の推進 等

(環境省「自然再生推進法のあらまし・改訂版」パンフレットより)

◆櫛田川における地域づくりの期待される効果

①生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉

→アユをはじめとした回遊魚の生息環境が改善することにより、魚類生息の多様性が向上し、ひいては地域における生態系からの恵み（生態系サービス）の向上が期待される。

②地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり

→櫛田川の魅力を再認識し、地域と文化を生かした地域づくりが期待される。

③豊かな感性の涵養と健康で文化的な生活

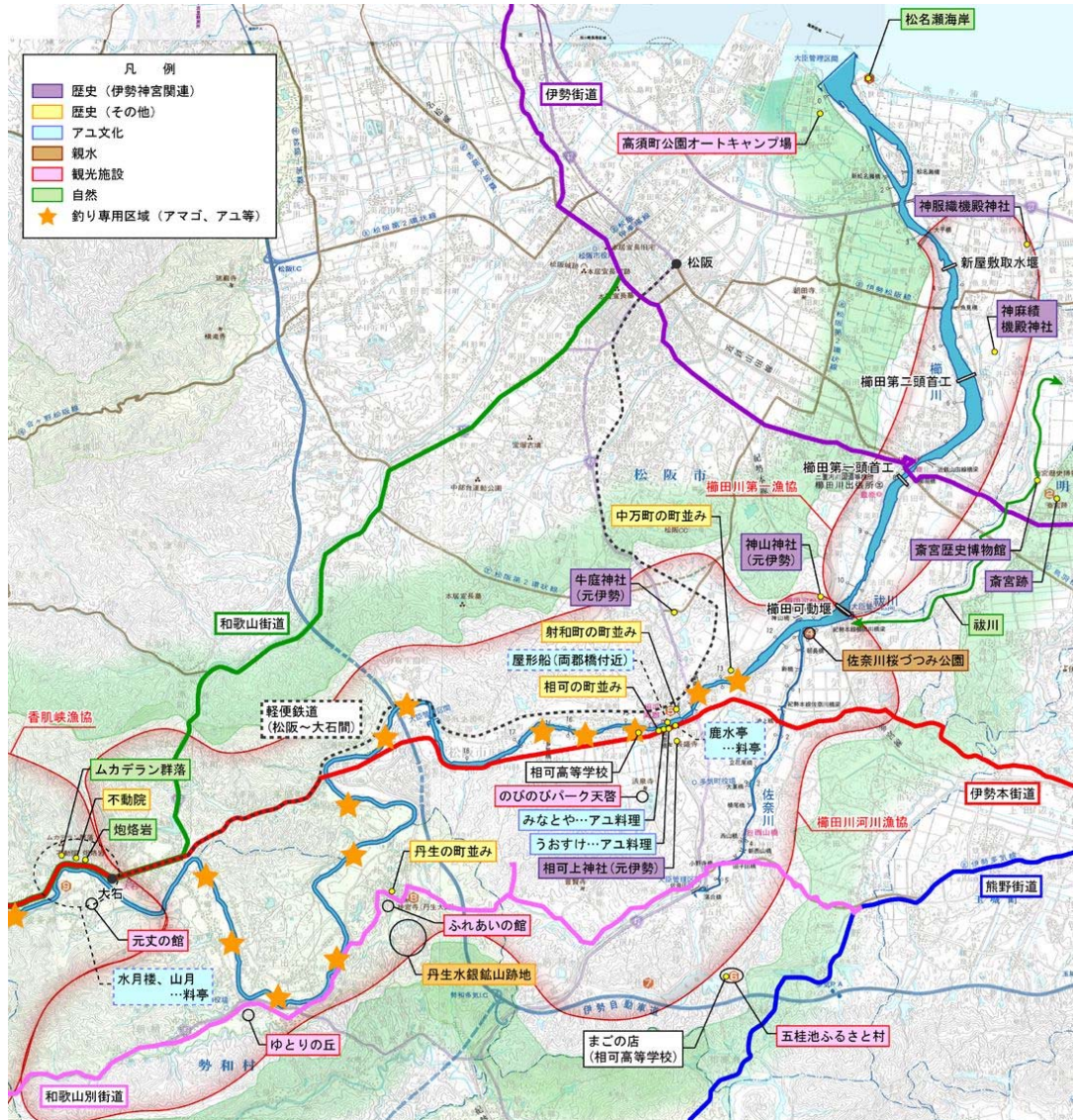
→活動に参加する一人一人が、櫛田川の自然とのふれあいを通じて豊かな感性と健康で文化的な生活の一助となることが期待される。

◆地域連携保全活動の促進に関する基本方針 における地域活動の意義

- ①生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉
- ②地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり
- ③豊かな感性の涵養と健康で文化的な生活

2. 櫛田川沿川の地域資源

- 櫛田川沿川には、かつては街道がとおっていたことから、様々な歴史・文化遺産が残されている。
- また、流域の自然や歴史資源を生かした観光施設が整備されている。櫛田川沿川は、櫛田川の流れと沿川の歴史・文化が調和した魅力あふれる流域となっている。
- 一方、アユ料亭や舟遊びなどのアユに関わる歴史・文化もかつては見られたが、現在はほとんど見られなくなった。
- これらの地域資源は、有効に活用することで、地域連携に大きく寄与するポテンシャルをもつものとなっている。



<かつての櫛田川の利用>



(撮影時期：明治41年)

出典：多気町史



(撮影時期：昭和初期)

出典：松阪・多気・飯南の100年

<櫛田川沿川の地域資源>



高校生レストラン「まごの店」



射和の町並み

3. 地域の取り組みとニーズ

- 沿川では、地域の住民団体等により清掃活動などが実施されているが、櫛田川と関わる活動は一部の区間に限定的であり、流域全体の活動とはなっていない。
- 地域の団体からは、情報発信や活動の拡大といったニーズや、櫛田川のアユを使った地域活性化に対する期待も挙げられている。

ヒアリング実施機関一覧

ヒアリング実施機関	主な活動内容
朝見まちづくり協議会	・用水路の魚類調査、魚類保全活動 ・河川敷グラウンドの除草活動
掃水まちづくり協議会	・櫛田川の本川清掃活動
山添木・水土里ネット	・農村ビオトープにおける生物調査
佐奈川を美しくする会	・佐奈川の本川清掃活動 ・佐奈川の魚類調査、魚類保全活動
多気町観光協会	・かつては、櫛田川におけるアユ釣り大会を実施
多気町商工会	・アユ甘露煮と地元食材をマッチさせたメニュー開発、商品化
櫛田川第一漁協 櫛田川河川漁協	・魚類放流（増殖）、魚道の機能改善 ・櫛田川の本川清掃活動（河川敷、水面）



ヒアリング実施機関の活動箇所

連携した取り組みに対する主な意見

【情報交換に関する意見】

- ・取り組みの成果が目に見える形にならないと活動が衰退する。
- ・一般の住民にもわかるように、良いこと、悪いこと含めてPRが必要である。これにより、子供たちへと継承していくシステムづくりに繋がる。
- ・データなどについては、情報交換していきたい。
- ・話し合いの場等があれば、積極的に参加したい。
- ・プロジェクトを進めるためには、窓口をひとつにまとめた方が良い。

【活動の拡大に関する意見】

- ・他機関との連携が十分でなく、活動を広げていけない。
- ・高齢化により、後継者不足となっている。
- ・いろいろな人を巻き込んで、現在の活動を広げていきたい。
- ・清掃活動が繋がって、上流まで広がっていくと良い。
- ・地元の人をもっと地元の川に関心をもって考えるべき。

【地域活性化に関する意見】

- ・アユ料理を食べたいという問い合わせはあるが、地元では紹介できない。
- ・天然アユが増えれば観光資源として地域の活性化が期待できる。
- ・アユが川を上るようになれば、上下流が繋がり、広がりが出てくると考える。
- ・世界学生料理コンクールが9月に「まごの店」で開催される。このような場を活用して、地元食材をアピールしていきたい。
- ・アユをとっても食べてもらえる機会がなくなっている。

【その他】

- ・アユの味が良くないという話もあり、水環境の改善が必要。
- ・昔から残る条里制跡の環境は、保全していきたい。

4. 地域連携の方策 ～地域連携メニュー案～

連携メニュー（案）

榊田川沿川の地域資源と榊田川の味覚がコラボした観光資源の創出



<メニュー案>

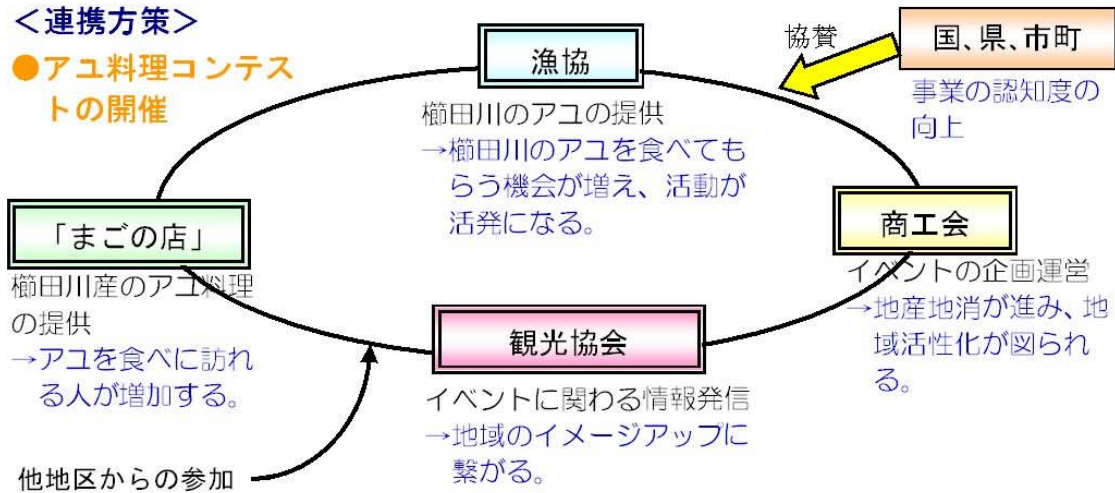
- ①アユ料理の提供
 - ・地域の食堂や「まごの店」で榊田川で取れたアユ料理を提供していく。（観光協会、商工会（「まごの店」等）、漁協）
 - ・各種イベント開催時に、アユ料理を提供する場を設ける（観光協会、商工会、漁協、各種イベント主催者）
- ②アユ料理コンテストの開催や新たなメニューの開発
 - ・アユ料理を作って味を競うコンテストなどを開催し、アユ料理の試食会を行う（観光協会、商工会、漁協）
 - ・コンテストで評価が良かったメニューについて、商品化を進めるなど、新たなメニューを開発していく。



アユ試食会（イメージ）

<連携方策>

●アユ料理コンテストの開催



<連携により期待される効果>

- ・榊田川産のアユを食べってもらう機会が増え、アユを活用した地域活性化が図られる。
- ・アユを通じて、榊田川の魅力を高めることができる。

4. 地域連携の方策 ～地域連携メニュー案～

連携メニュー（案）

地域一体となった自然環境の調査、モニタリングの実施【環境調査等】

●佐奈川美しくする会
・佐奈川で生物観察や在来魚の放流を実施

●山添木・水土里ネット
・ピオトープ池での生物調査を実施
・移動手段がないことで子供たちに良いものを見せられないのは残念。

●朝見まちづくり協議会
・用水路の魚の調査や救出作戦を実施。

●本川で活動をやるには、漁協との繋がりが無い。
・子供たちがいろいろな魚が捕れるようになると、喜んでもらえる。

○：活動の現状
□：課題、ニーズ

<メニュー案>

- ①地区交流による環境調査
 - ・相互交流による環境調査の実施（活動団体）
 - ・櫛田川本川での魚類調査（活動団体、漁協）
 - ・アユ放流体験会の開催（活動団体、漁協）
- ②活動内容の発表会の開催（各機関）
 - ・各団体の環境調査結果の成果の発表（活動団体）
 - ・自然再生の事業進捗状況及びモニタリング結果報告（国）



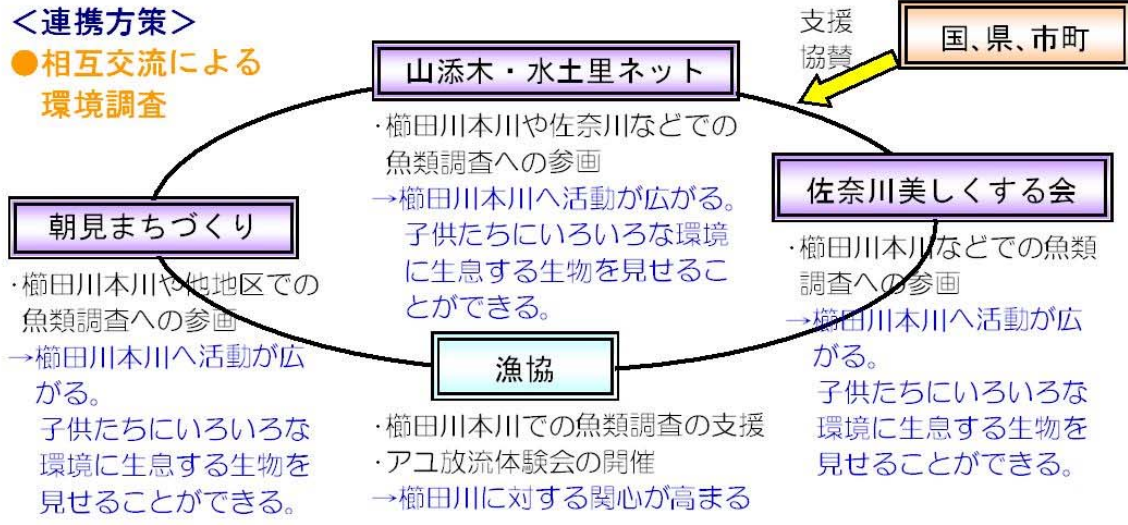
水生生物調査（イメージ）



稚アユ放流体験（イメージ）

<連携方策>

●相互交流による環境調査

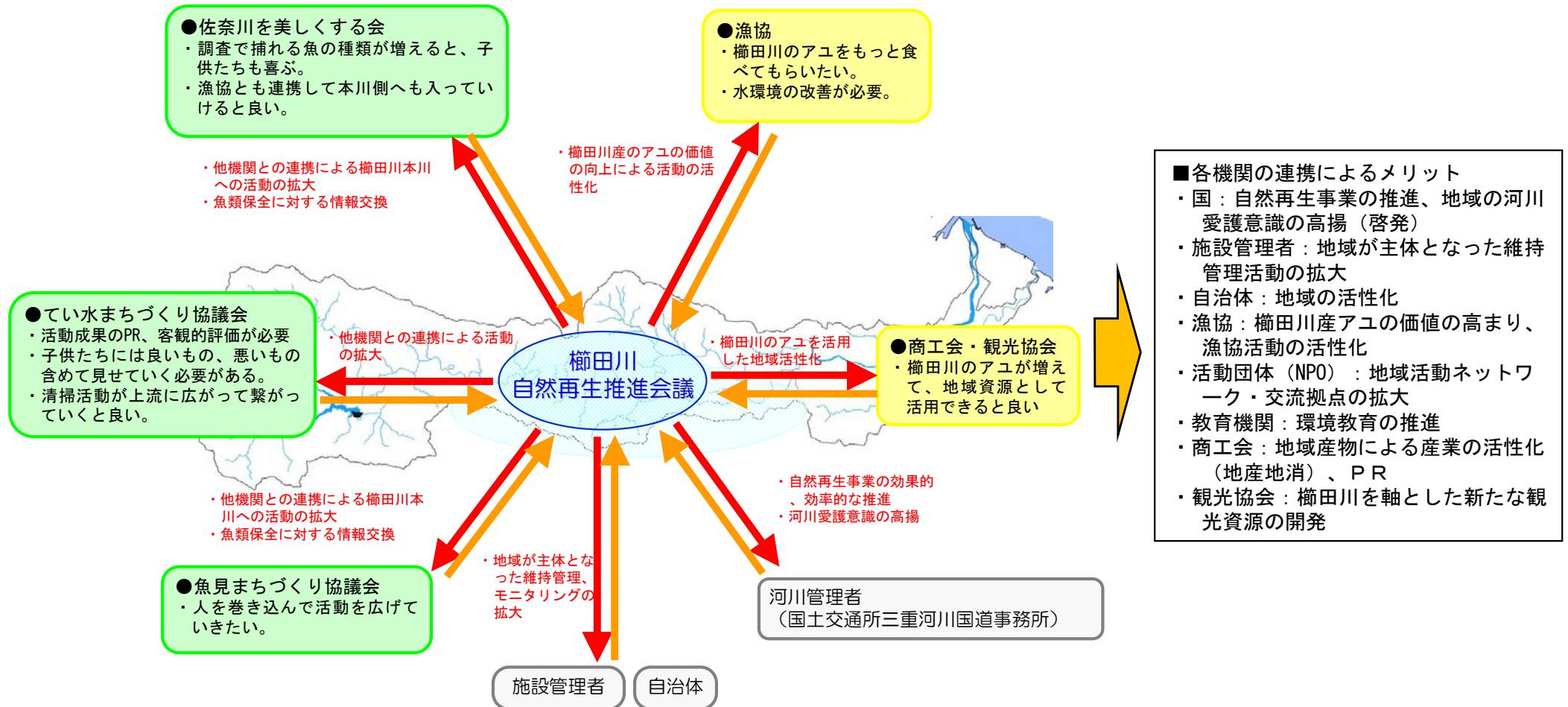


<連携により期待される効果>

- ・環境学習の機会が増大し、子供たちが櫛田川の様々な環境に棲む生物の知識を得ることができ、櫛田川に対する興味をより持ってもらえるようになる。
- ・活動団体同士の交流が生まれ、より幅広い活動ができるようになる。
- ・地域住民と連携したモニタリングの一環として活用できる。
- ・発表会を行うことで、活動成果を評価しあうことができる。

5. 櫛田川自然再生推進会議（仮称）の設立

- 各機関が抱えている課題やニーズは、それぞれの団体が共通の場で議論し、情報を共有し、調整することで解決できることが多く、お互いにメリットを享受できる。多様な主体が共通の場で議論できる場として、会議体を設置することが最も効果的である。
- このようなことから、自然再生を地域と連携して推進するとともに、地域活性化に向けた取り組みを進めていくための推進母体として、「櫛田川自然再生推進会議」を設置する。



5. 櫛田川自然再生推進会議（仮称）の設立 ～設立趣旨（案）～

櫛田川は、古くから農業用水として水が利用され、地域の生活及び経済を支えてきました。

その一方で、河川縦断的連続性の分断、氾濫原・湿地環境の減少などの河川環境に関わる課題が顕在化し、瀬淵環境の変化により魚類等の生息場が劣化しつつあります。その結果、櫛田川を遡上する“アユ”は、生活史を全うすることが難しくなり、アユを中心とした地域の生活・文化や産業は衰退してきています。

櫛田川自然再生計画では、『櫛田川がつなぐ人と自然・文化』を目標に、治水、河川利用との調和を図りつつ、アユ等の回遊魚が生活史を完結させ、タナゴ類等が生息することができる豊かな自然環境の保全・再生に努めるものとしています。

櫛田川自然再生計画を、流域一体となった取り組みにより、継続的に連携、協働して推進し、自然再生の活動が地域に広がることを目指し、ここに「櫛田川自然再生推進会議（仮称）」を設立します。

5. 櫛田川自然再生推進会議（仮称）の設立 ～規約（案）～

（名称）

第1条 本会は、「櫛田川自然再生推進会議」（以下、「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進会議は、櫛田川における自然再生事業の推進に当たり、各種検討事項について様々な観点から審議するとともに、櫛田川の自然再生を軸として、流域住民が主体となって意見・提案・活動を行ない、地域の活性化を図ることを目的とする。

（委員）

第3条 推進会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）自然再生事業を実施しようとする者
- （2）自然環境に関し専門的知識を有する者
- （3）推進会議で承認された地域住民および団体または法人の代表者
- （4）関係行政機関および関係地方公共団体

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 推進会議の委員からの推薦があり、推進会議の出席委員の合意が得られた場合、委員となることができる。
5. 推進会議は、必要に応じて専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

（座長）

第4条 推進会議には、座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2. 座長は会務を総括し、座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が召集する。

2. 座長は、推進会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり、推進会議の出席委員の合意を得た場合、推進会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
3. 座長は、推進会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり推進会議の出席委員の合意を得た場合、推進会議と別に専門部会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門部会)

第6条 専門部会の委員は、推進会議に参加するものから選任する。

2. 専門部会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
3. 専門部会は、推進会議から付託される専門的事項について協議し、推進会議に報告する。
4. 専門部会の運営方針は、専門部会で定める。

(情報公開)

第7条 推進会議の会議、会議資料、議事録については、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が行うものとする。

(規約の改正)

第9条 本規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議においてこれを定める。

5. 櫛田川自然再生推進会議（仮称） ～開催方法～

- 「第5回櫛田川自然再生検討会」において、メンバーの選定方法や推進会議の進め方について審議を行い、7～8月頃に新たなメンバーを加えて「第1回櫛田川自然再生推進会議」を開催する。

第5回櫛田川自然再生検討会（H25.3.14）

<審議内容>

①推進会議の進め方について

- ・ 設立趣旨案について
- ・ 規約案について
- ・ 推進会議の追加委員の考え方について

②今後の予定

<櫛田川自然再生推進会議（仮称）メンバー>

- ・ 櫛田川自然再生計画検討会の委員が継続
 - 河村委員（三重大学大学院准教授）
 - 北村委員（三重県立博物館）
 - 田代委員（名古屋大学准教授） ※萱場委員の後任
 - 堤委員（櫛田川漁業組合連合会長）
 - 松尾委員（中部大学教授）
 - 宮本委員（元松阪市自治会連合会長）
 - 河川管理者（三重河川国道事務所所長）

第1回櫛田川自然再生推進会議（H25.7～8月頃開催予定）

<審議内容>

- ①追加委員の紹介、活動内容発表（各自）
- ②櫛田川自然再生計画について
- ③自然再生における役割分担について
- ④今後の予定

追加委員選定の考え方

- ①推進会議委員による推薦
- ②参加希望団体による申し出 → 推進会議による了承

5. 櫛田川自然再生推進会議（仮称） ～追加委員候補案～

- 櫛田川における活動状況等を踏まえ、下記団体を事務局の推薦案としたい。
- 各団体の了承が得られれば、委員として追加する。

追加委員の候補と推薦理由（事務局推薦案）

団体名	推薦理由
三重県企業庁	新屋敷取水堰の管理者
櫛田川祓川沿岸土地改良区	櫛田川第一、第二頭首工の管理者
三重県松阪農林商工環境事務所	土地改良区の支援を行っている行政機関
松阪市農林水産部農村整備課	農業基盤整備など土地改良事業に関する業務を行っている行政機関
朝見まちづくり協議会	水路の魚類保全活動や櫛田川の除草活動を実施 櫛田川へも活動を広げたい意向あり
てい水まちづくり協議会 （山添木・水土里ネット）	櫛田川のクリーン大作戦を実施 櫛田川における活動に対して意欲が高い
佐奈川を美しくする会	佐奈川における清掃活動や魚類保全活動を実施 連携に対する意欲が高い
多気町商工会	アユなどの地域資源を活用した取り組みを実施 自然再生事業を進めることによる地域活性化を期待
多気町観光協会	櫛田川を活用した観光資源としての利用を期待 自然再生事業を進めることによる地域活性化を期待